



お子様が生まれた方へ

令和7年4月

この度は、お子様のご誕生おめでとうございます。
宇治市では下記の様々な制度があり、適切な時期に申請をされなければ、制度が受けられない場合や、受けられても途中からになってしまう場合があります。

※※※の手続きについては、マイナンバーカード等のマイナンバーの分かる物と、本人確認できる物をお持ちください。

項目	担当課	手続き
外国籍の方	市民課 1階 0774-20-8722	〔両親とも中長期在留者の場合〕 出生から30日以内に出入国在留管理局に在留資格取得手続きをしてください。 〔両親またはいずれか一方が特別永住者の場合〕 出生から60日以内に市民課で特別永住許可申請をしてください。
国民健康保険に加入される方	国民健康保険課 1階 0774-20-8729	お子様が国民健康保険に加入される場合は、お誕生日から14日以内に加入の手続きをしてください。※※※(手続きに来られる方の本人確認は、顔写真つきのものをお願いします。) お母様が国民健康保険加入者であれば、産前・産後期間の保険料減額の届出をしてください。また、出産育児一時金の申請が必要な場合があります。親子健康手帳(母子健康手帳)とお母様の国民健康保険被保険者証(資格確認書)をお持ちください。
子育て支援医療費支給制度を受けられる方	年金医療課 福祉医療係 1階 0774-21-0413	子育て支援医療費支給制度の申請をしてください。お子様の健康保険情報を確認できる書類と保護者の本人確認書類をお持ちください。 ※福祉医療(ひとり親)費支給制度などの助成を受けられる方は対象となりません。
医療保険に加入し、ひとり親家庭やひとり親家庭に準じる世帯で所得が一定未満の世帯の方		福祉医療(ひとり親)費支給制度(医療費助成制度)の対象となる可能性があります。健康保険情報を確認できる書類と申請者の本人確認書類をお持ちください。 ◎転入等により宇治市以外で所得申告をされている方は、その市町村の住民税課税証明書が必要です。 詳しくは年金医療課福祉医療係までお問い合わせください。
お父様またはお母様が障害基礎年金のみを受給されている場合	年金医療課 国民年金係 1階 0774-20-8792	〔障害基礎年金のみを受給されている方〕 障害基礎年金の「子の加算」の手続きをしてください。 ご本人確認できるものをお持ちください。※※※
		〔その他の障害年金を受給されている方〕 年金事務所または共済組合へお問い合わせください。
国民年金第1号被保険者で出産された方		産前・産後期間の保険料免除の申請をしてください。 詳しくは、窓口までお問い合わせください。※※※
児童手当を受けられる方	こども福祉課 2階 0774-20-8733	遡って手当を受給することはできません。お子様のお誕生日の翌日から15日以内に手続きをしてください。(必要な書類は窓口でご案内します。)※※※
児童扶養手当を受けられる方(ひとり親家庭や、ひとり親家庭に準じる世帯)		ひとり親家庭や、お子様の保護者に重度障害のあるご家庭など、ひとり親家庭に準じる世帯は、受給対象となる場合がありますので、窓口でご相談ください。※※※

裏面に続きます

※※※の手続きについては、マイナンバーカード等のマイナンバーの分かる物と、本人確認できる物をお持ちください。

項目	担当課	手続き
宇治市内の学童保育(育成学級)に入級申請された方及び入級している児童を養育されている方	こども福祉課 2階 0774-20-8733	記載内容変更届の提出が必要です。窓口でご相談のうえ、手続きをしてください。
新生児出生通知書及び低体重児出生届出書を提出される方	保健推進課 2階 0774-20-8728	なるべくお早めに郵送か窓口へ提出してください。 提出されますと、日程調整後、保健師や助産師が訪問をさせていただきます、お子様の体重測定や育児相談をさせていただきます。 (電話による受付も実施しています。) 出生時の体重が2,500g未満の場合は、届け出る必要があります。(届出義務)
未熟児養育医療を受ける方		給付申請手続きをしてください。(課税証明書、健康保険証など必要な書類は窓口でご案内します)※※※

出生届に関するご案内

- 住民登録地が宇治市以外の方については、住民票に届出の内容が反映されるまでに日数を要します。
- 届出の内容が反映された戸籍の作成には、本籍地が宇治市の方については1週間程度、宇治市以外の方については2週間～3週間程度の日数を要します。
- 宇治市に出生の届出をされた方で、親子健康手帳(母子健康手帳)の出生届出済証明(市長印の押捺)がお済みでない場合は、市民課まで親子健康手帳(母子健康手帳)をお持ちください。
- マイナンバー(個人番号)について
マイナンバーの個人番号通知書が、届出から約1ヶ月後に、住民登録地へ転送不要の簡易書留郵便で送付されます。ただし、出生届出時にマイナンバーカードを申請された場合には届きません。

- <市民課の執務時間外に届け出られた場合>
- 警備員室では届書類の受取のみを行い、後日に審査を行います。そのため、届出の内容に不備がある場合、訂正のために再度ご来庁いただく必要があります。
 - 受理決定された場合、受理年月日は届書類を受け取った日となります。なお、不備や確認事項がなく受理された場合、受理決定した旨の連絡は行っておりません。

<問合せ先>
宇治市役所 市民課 戸籍係
住 所:〒611-8501 京都府宇治市宇治琵琶33番地
電話番号:0774-22-3141(代表)
受付時間:午前8時30分 ～ 午後5時
開 庁 日:月曜日 ～ 金曜日(祝日および12月29日 ～ 1月3日を除く)